

# 令和元年第11回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和元年10月25日(金)

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 15時00分

議長 会長 田中金治

## 委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 14名			欠席 0名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	出	南畑1	関根和市	出
水谷2	神山稔	出	南畑2	谷合章	出
鶴瀬1	横山勝之	出	南畑3	萩原好伸	出
鶴瀬2	星野幸夫	出			
出席 7名			欠席 0名		

## 職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局次長	池上和也
事務局主査	吉野武明	事務局主任	荒木貢

---

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

---

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- |     |        |    |
|-----|--------|----|
| 7 番 | 大曾根 高男 | 委員 |
| 8 番 | 島田 和雄  | 委員 |
| 9 番 | 島田 秀男  | 委員 |
- 

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

○議案第1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地確認を10月9日に行いました。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業を継続出来ないため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

- ・所有農地営農状況…所有農地（所有地11,491㎡、借入地0㎡）については、和光市農業委員会から適正に管理されている旨の農業経営状況調査書が提出されています。
- ・農機具所有状況…トラクター1、耕運機2、田植機1、稲刈機1、噴霧器3
- ・従事人数…世帯員4名
- ・申請地までの通作時間…自宅より車で30分

② 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員4名…本人150日、夫300日、父150日、母150日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 13,944㎡

③ 「地域との調和要件」

- ・申請地は水田として利用するため周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従います。
- ・以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしている

と考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人は市外のため、訪問はしておりません。今後水稻を作付けするとの計画であり、農地として利用される計画のため支障がないと思われま

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「住宅敷地の拡張」の案件でございます。

「立地基準」

- ・ 農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

「一般基準」

- ・ 盛土、切土なし。
- ・ 隣接地は自己所有地のため隣接地所有者の「転用計画についての同意書」はございません。
- ・ 改良区には該当しておりません。
- ・ 必要最小限度の拡張のためやむを得ないと思われま

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請3件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第3-1

(事務局説明)

申請目的「デイサービス」の案件でございます。

「立地基準」

- ・ 10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できる場合があります。土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業に該当する場合は許可ができ、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック3段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第3-2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～5段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金及び金融機関の融資で対応することとしており、金融機関の「残高証明書」「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 3 - 3

(事務局説明)

申請目的「資材置場」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね 10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・隣地境界にはコンクリートブロック 2 段積を設置。
- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水については砂利敷きのため敷地内に浸透させることとなっております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「融資証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第 4 号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について 3 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成によりすべての案件を「承認」とした。

○議案番号第 4 - 1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

9 月 26 日に現地を確認したところ、自家消費用の野菜が作付けされておりました。ご家族に話を伺ったところ、従事者は肺がんのためお亡くなりになり、生前は農協へ出荷及び直売をしていたとのことです。

(担当委員からの説明)

自宅へ訪問し話を伺いました。従事者の方はよく知っており、まめな方で生前に農業に従事していたのを見ておりました。支障がないと思われれます。

○議案番号第 4 - 2

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

10 月 7 日に現地を確認したところ、大豆が作付けされておりました。ご家族に話を伺ったところ、従事者は今年 6 月にお亡くなりになり、生前は年間 250 日ほど農業に従事していたとのことです。

(担当委員からの説明)

自宅へ訪問し話を伺いました。畑が近くのため生前に従事者が農作業をしているのを確認しております。農業をよくやっていたので支障がないと思われま

#### ○議案番号第4－3

・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

こちらの案件は、前回の総会で審議いただき証明書を交付した案件でございますが、その後、申請地に変更が生じたため、取消願いが提出され、申請地を追加し再度証明願が提出された案件になります。

10月10日に現地を確認したところ、保全管理及び自家消費用の野菜が作付けされておりました。ご家族に話を伺ったところ、従事者は6月に老衰のためお亡くなりになり、生前は作付け指導や簡単な作業等をおこなっていたとのことです。

(担当委員からの説明)

自宅へ訪問し、従事者は亡くなるまで農業指導などを行っていたとのことです。現地につきましてもかぶの収穫が終わり、農地として管理されており、支障がないと思われま

#### 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○議長は、相続税の納税猶予に関する適格者証明2件を議題として上程し、事務局の説明の後、全委員に諮り、全委員の賛成によりすべての案件を「承認」とした。

#### ○議案第5－1

(事務局説明)

本件は、令和元年第8回総会にて、農地利用に不適切な状況があるため是正指導をすることとし「保留」とした案件でございます。

その後、3筆の農地のうち、1筆が取り下げされ、残りの2筆については是正が終了したため、再度審議をするものになります。

事務局において、10月7日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地2筆1, 149㎡について、農地として適正に管理されていることを報告いたします。

申請者は市外居住者のため、和光市農業委員会から農業経営状況調査書を提出いただきました。農業従事者は3人、従事日数は本人300日、妻60日、子30日。農業機械の所有状況はトラクター1、耕運機4。経営面積は畑3, 814㎡。主な作物はブロッコリー、じゃがいも、大根となっております。

(担当委員からの説明)

現地調査を行い農地としての利用状況を確認しました。和光市から耕作に来るとのことで懸念もありますがご審議をお願いします。

#### ○議案第5－2

(事務局説明)

事務局において、10月10日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地3筆9,570㎡について、農地としての管理されていることを報告いたします。  
(担当委員からの説明)

自宅を訪問し、現地調査をいたしました。退職前から農業に従事している方で、本人、妻、次男の家族3人で農業をしており、支障がないと思われます。

#### 日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和元年年9月18日から令和元年10月17日まで)

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 | 3件 |
| (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 1件 |

#### 日程第4 協議報告事項

1. 農地パトロールの結果について
2. その他

---

議長は、令和元年第11回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年10月25日

議 長

---

7 番

---

8 番

---

9 番

---

